平成２６年（フ）第８５号
神奈川県小田原市東町１丁目23番13号、前住所神奈川県小田原市堀之内211番地　熊切アパート101
破産者　橋満　　稔
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３４号
山梨県上野原市上野原3446番地11
破産者　小髙　幸一
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第９７８号
名古屋市守山区廿軒家22番18号　ヒルズ21―801号
破産者　児玉　幸一
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４０３号
名古屋市緑区鳴海町字石堀山13番地　タウン石堀山９棟207号
破産者　森　建二郎
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９７号
愛知県知多郡武豊町字堀割５番地７、従前の住所愛知県知多郡武豊町字金下23番地５　ラ・ディーバ武豊203号
破産者　宮園　住男
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２３号
名古屋市緑区大高町字西正地19番地　サピーガーデンⅡ201号、従前の住所名古屋市緑区大高町字西正地19番地　サピーガーデンⅡ205号
破産者　織田　修幸
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７号
京都府京丹後市峰山町丹波550番地の３、破産手続開始決定時の住所京都府京丹後市峰山町丹波999番地の１
破産者　清水　潤一
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第６４号
青森県弘前市大字青山２丁目12番地２、開始決定時の住所青森県五所川原市字上平井町10番地
破産者　長内　孝之
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第１１０号
山形県長井市勧進代1112番地
破産者　佐藤長四郎
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第２０７０号
横浜市都筑区荏田南４丁目12番17号
破産者　嘉村　義一
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５２号
横浜市南区新川町５丁目32番地　ライオンズマンション吉野町第６―907号、開始決定時の住所横浜市南区南太田１丁目26番22号
破産者　中村　　裕
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６５号
横浜市鶴見区馬場６丁目10番24号、開始決定時の住所横浜市都筑区仲町台４丁目26番26号フォルクローレ302
破産者　関本　善行
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６０６号
横浜市金沢区大道１丁目30番２―309号
破産者　楠森　友子（旧姓浅野）
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５２号
富山県高岡市西海老坂787番地２
破産者　瀬野　義明
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１９号
金沢市米泉町６丁目88番地１
破産者　長田　　稔
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２１号
石川県かほく市白尾カ19番地４
破産者　岸　　幸平
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１７１号
山口県下関市長府宮崎町５番２号、前住所山口県下関市長府中六波町14番１号
破産者　坂田　明秀
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係